

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年4月25日答申分

答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100782 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200001 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 4 月 1 日から同年 3 月 21 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、B 社から関連会社である A 社に異動後の請求期間が、厚生年金保険の空白期間となっている。継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社が適用事業所となったのは、昭和 63 年 4 月 1 日と記録されているが、同社に係る商業登記簿謄本、従業員の雇用保険の加入状況等により、同社は、請求期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、A 社の事業の一部を受け継いでいる C 社の回答、請求者の雇用保険の被保険者記録並びに請求者が所有する給料支払明細書及び預金通帳により、請求者は、昭和 63 年 3 月 21 日に B 社から A 社へ異動し、請求期間においては A 社に継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、C

社は、当時のA社の事業主は請求期間の届出を請求どおり行っていなかったとして
ること、及びA社が適用事業所となったのは昭和63年4月1日と記録されているこ
とから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料につ
いて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履
行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100781 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200002 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 15 年 7 月 18 日は 34 万 6,000 円、同年 12 月 5 日は 33 万 7,000 円、平成 16 年 7 月 16 日は 33 万円、同年 12 月 3 日は 35 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月
平成 15 年 12 月
平成 16 年 7 月
平成 16 年 12 月

A 社から請求期間 から まで（以下「請求期間」という。）に賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間において A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金取引明細表等により推認できる賞与額から、請求期間は34万6,000円、請求期間は33万7,000円、請求期間は33万円及び請求期間は35万7,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払日については、上記預金取引明細表の振込年月日から、請求期間は平成15年7月18日、請求期間は同年12月5日、請求期間は平成16年7月16日、請求期間は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付について照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。